

---

学校法人東北学院ガバナンス・コード  
2025 年度遵守状況点検結果報告書

---



学校法人 東北学院

# 目次

1. 学校法人東北学院ガバナンス・コードについて	3
2. 遵守状況の点検方法について	3
3. 学校法人東北学院ガバナンス・コード 2025 年度遵守状況点検結果(概要)	4
4. 学校法人東北学院ガバナンス・コード 2025 年度遵守状況点検結果(詳細)	6
<b>基本原則:1. 自律性の確保</b>	6
遵守原則:1-1(経営理念)	6
重点事項:1-1(経営理念)	6
実施項目:1-1(経営理念)	6
遵守原則:1-2(経営管理体制)	8
重点事項:1-2-1(経営管理体制)	8
実施項目:1-2-1(経営管理体制)	8
重点事項:1-2-2(経営管理体制)	9
実施項目:1-2-2(経営管理体制)	9
<b>基本原則:2. 公共性の確保</b>	10
遵守原則:2-1(教育理念)	10
重点事項:2-1(教育理念)	10
実施項目:2-1(教育理念)	10
遵守原則:2-2(社会貢献)	14
重点事項:2-2(社会貢献)	14
実施項目:2-2(社会貢献)	14
<b>基本原則:3. 信頼性・透明性の確保</b>	17
遵守原則:3-1(組織運営)	17
重点事項:3-1-1(監事監査)	17
実施項目:3-1-1(監事監査)	17
重点事項:3-1-2(会計監査)	18
実施項目:3-1-2(会計監査)	19
遵守原則:3-2(組織体制)	19
重点事項:3-2-1(組織体制)	19
実施項目:3-2-1(組織体制)	19
重点事項:3-2-2(組織体制)	22
実施項目:3-2-2(組織体制)	22
重点事項:3-2-3(組織体制)	23
実施項目:3-2-3(組織体制)	23
重点事項:3-2-4(組織体制)	25
実施項目:3-2-4(組織体制)	25
遵守原則:3-3(情報公開)	26
重点事項:3-3-1(情報整備体制)	26
実施項目:3-3-1(情報整備体制)	26
重点事項:3-3-2(情報公開体制)	27
実施項目:3-3-2(情報公開体制)	27

<b>基本原則:4. 継続性の確保</b>	28
遵守原則:4-1(運営と検証)	28
重点事項:4-1(運営と検証)	28
実施項目:4-1(運営と検証)	28
遵守原則:4-2(基盤の安定と強化)	30
重点事項:4-2-1(財政基盤)	30
実施項目:4-2-1(財政基盤)	30
重点事項:4-2-2(財政基盤)	31
実施項目:4-2-2(財政基盤)	32
重点事項:4-2-3(経営基盤)	34
実施項目:4-2-3(経営基盤)	34

## 1. 学校法人東北学院ガバナンス・コードについて

学校法人東北学院（以下「本院」という。）は、建学の精神及び寄附行為第3条「キリスト教に基づいて徳育を施すことを不変とし、教育基本法及び学校教育法に従い、幼稚園教育、中学校教育、高等学校教育及び大学教育を施すこと」に基づき、自主性及び独立性を確保しつつ、自律的に学校法人及び各設置学校を運営するため、一般社団法人日本私立大学連盟が定め公表する「私立大学ガバナンス・コード」に沿い、2021年10月1日に「学校法人東北学院ガバナンス・コード」を制定した。以降、「私立大学ガバナンス・コード」の改訂に合わせて、「学校法人東北学院ガバナンス・コード」の改正を行っている。

現在施行中の「学校法人東北学院ガバナンス・コード（2025年10月1日）」は、法人事務局、各設置学校（大学・中学校・高等学校・榴ヶ岡高等学校・幼稚園）及び本院が相当割合を出資する事業会社である株式会社 TG サポートをその対象とし、「基本原則」（4原則）、「遵守原則」（9原則）、「重点事項」（17事項）、「実施項目」（122項目）で構成されている。なお、本院のガバナンス・コードは、「私立大学ガバナンス・コード」に準拠しているため、原則として法人・大学部門の評価を優先している。

## 2. 遵守状況の点検方法について

本院では、ガバナンス・コードが形だけではなく、本院のガバナンス向上のための実質的なツールとして活用されるよう、「基本原則」、「遵守原則」及び「重点事項」の適合状況について、「実施項目」の取組状況を確認することにより点検している。その結果は年度末に理事会に報告するとともに、社会に向けて公表することとしている。

点検は学校法人東北学院企画委員会が担当し、各「実施項目」について、所管部署等に対し実施状況調査（下記指標による4段階評価と実施状況に係る説明）を行った。

◎：実施

実施項目に記載の方策・手段（またはそれ以外の方策・手段）により実施できている。

○：限定付実施

実施項目に記載の方策・手段（またはそれ以外の方策・手段）により、概ね実施できている。

△：実施不十分

実施項目が十分に実施できていない。

×：未実施

実施項目を実施しておらず、改善や取組が必要。

本院では、ガバナンスに関する情報公開を行うことにより、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、すべての「実施項目」の取組状況を可能な範囲で詳細に説明する。なお、その際、「コンプライ・オア・エクスプレイン（※）」の原則を採用し、別の方策や取組を行っている場合、当該方策や取組の内容と遵守状況（取組状況）を説明する。

※コンプライ・オア・エクスプレイン：

「コンプライ・オア・エクスプレイン（Comply or Explain）」とは、ガバナンス・コードを遵守（コンプライ）するか、形式的に遵守することを回避させ、遵守できない場合にはその理由を説明（エクスプレイン）することを求めるものである。

### 3. 学校法人東北学院ガバナンス・コード 2025 年度遵守状況点検結果(概要)

#### (1) 評価状況（基本原則別）

本院ガバナンス・コードの改正（2025年10月1日付）に伴い、「遵守原則」が8原則から9原則に、「重点事項」が10事項から17事項に、「実施項目」が96項目から122項目に変更となった。また、「実施項目」が以下の基準により、A、Bの2種類に区分された。

A：「実施項目」の中でも重要性が高く、実効的な取組例を示したものである。これらの項目の多くが行われていると、「重点事項」を達成し、「遵守原則」を遵守していると判断できる。

B：ガバナンス向上のために推奨される、若しくは将来的な実現に向けた取組の一例である。これらの項目を実施していないとしても、「遵守原則」を遵守していないと判断されることにはならない。

基本原則 評価	1：自律性の確保		2：公共性の確保		3：信頼性・透明性の確保				4：継続性の確保		合計									
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B										
◎：実施	11	68.8%	4	100.0%	6	75.0%	8	100.0%	27	77.1%	14	70.0%	14	70.0%	2	18.2%	58	73.4%	28	65.1%
○：限定付実施	5	31.3%	0	0.0%	2	25.0%	0	0.0%	8	22.9%	6	30.0%	5	25.0%	7	63.6%	20	25.3%	13	30.2%
△：実施不十分	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.0%	1	9.1%	1	1.3%	1	2.3%
×：未実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	9.1%	0	0.0%	1	2.3%
合計	16	-	4	-	8	-	8	-	35	-	20	-	20	-	11	-	79	-	43	-

※割合（％）は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%にならない場合がある。

(2) 「◎：実施」「○：限定付実施」状況の合計比率（A区分のみ）

基本原則 評価	1：自律性の確保	2：公共性の確保	3：信頼性・透明性の確保	4：継続性の確保
◎：実施 ○：限定付実施	100.0%	100.0%	100.0%	95.0%

(3) 総括

本院においては、日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード（第 2.1 版）」で規定されるすべての「基本原則」「遵守原則」を遵守し、「重点事項」を達成している。また、「重点事項」を達成するための具体的項目となる「実施項目（A）」に占める「◎：実施」と「○：限定付実施」の割合が 95%以上となっているなど、総じてガバナンス体制は整っている。

本院では、今回の遵守状況点検結果を踏まえ、より一層の課題解決に向けた努力を進めていく。また、従来からの経営理念としての継続性、法令遵守及び説明責任の 3 つについて、経済合理性に基づき、今後も引き続きガバナンス強化を図りながら学校法人運営にあたっていく。

【参考】学校法人東北学院ガバナンス・コード 2024 年度遵守状況点検結果（概要）より  
 <評価状況（基本原則別）>

基本原則 評価	1：自律性の確保		2：公共性の確保		3：信頼性・透明性の確保		4：継続性の確保		合計	
	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率
◎：実施	10	76.9%	13	92.9%	32	80.0%	19	65.5%	74	77.1%
○：限定付実施	3	23.1%	1	7.1%	8	20.0%	10	34.5%	22	22.9%
△：実施不十分	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
×：未実施	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	13	-	14	-	40	-	29	-	96	-

#### 4. 学校法人東北学院ガバナンス・コード 2025 年度遵守状況点検結果(詳細)

<b>基本原則:1. 自律性の確保</b>		<b>遵守状況:遵守</b>
<p>学校法人東北学院は、建学の精神及び寄附行為第3条に基づき、自主性及び独立性を確保しつつ、自律的に学校法人を運営する。これにより私立学校としての多様な教育研究活動を実現する。</p>		
<b>遵守原則:1-1(経営理念)</b>		<b>遵守状況:遵守</b>
<p>学校法人東北学院は、学生・生徒、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育・研究の目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。</p>		
<b>重点事項:1-1(経営理念)</b>		
<p>学校法人東北学院は、事業に関する中長期的な計画又は事業計画等（以下「中期計画等」という。）の策定を通じて、更なるガバナンス機能の向上を目指し続ける。</p>		
<b>実施項目:1-1(経営理念)</b>		
A1	<p>中期計画等の策定にあたり、中期計画等に関する機関又は部署、執行管理者等の実行主体、原則として5年以上の計画期間、意見聴取方法、意見反映方法等をあらかじめ決定する。</p>	<p>◎ 実施項目に記載されている項目について、学校法人東北学院企画委員会にて「TG Grand Vision 150（学校法人東北学院中長期計画）（以下「TGGV150」という。）及び第Ⅲ期中期計画 策定方針」を策定（2023年12月20日審議・承認）し、学内公開している。同策定方針に基づき、2024～2025年度にかけて、第Ⅲ期中期計画（期間2026～2030年度）の策定を進めている。</p>
A2	<p>中期計画等の策定に際し、法令に従って認証評価の結果を踏まえるとともに、直前の中期計画等との整合性や関連性を明らかにする。</p>	<p>◎ 認証評価における指摘事項は、第Ⅱ期中期計画（期間2021～2025年度）では施策B232、第Ⅲ期中期計画（期間2026～2030年度）では施策A303として設定し、改善に努めている。第Ⅲ期においても、第Ⅱ期と同様に計画構成「建学の精神&gt;スクールモットー&gt;ビジョン&gt;将来像&gt;政策目標&gt;施策&gt;実行計画」を継承している。</p>
A3	<p>中期計画等には、学校法人東北学院としてのビジョン・各設置学校の5年後のビジョン・教学・人事・施設・財務の項目を設定する。</p>	<p>◎ 第Ⅱ期中期計画では、法人事務局及び各設置学校においてそれぞれに将来像（ビジョン）を設定し、具体的な事業を展開している。中期計画を下支えする人事・施設・財務については、法人全体の計画として位置付けている。教学面については、法人事務局及び各設置学校にて政策目標・施策に基づき具体的な実行計画が展開されている。第Ⅲ期中期計画においても同様の考え方で事業を推進する。</p>
A4	<p>中期計画等において、政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込み、実施スケジ</p>	<p>○ TGGV150 第Ⅱ期中期計画において、法人全体の計画として人事計画の記述を設け、職員配置等の人事計画を示している。当該人事計画には、政策を策定、管理する人材</p>

	ルールを含む具体的なアクションプランを明確にする。		(管理職)に限定した具体的な言及はないが、TGGV150と連動させつつ実施している事務職員人事制度において、職能等級別職能基準及び進級基準を定め、職能等級に応じたキャリアステージを提示し、人材育成を行っている。
A5	中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	◎	中長期計画の実現をより強固なものとするため、『東北学院版「骨太の方針」学校法人東北学院中長期財政計画(2018-2025)』を策定するとともに、経営計画と財政計画が適切に連携し、なおかつ、年次予算に具体的に反映させる組織的な仕組みを強化するための財政指標を定めた「東北学院中期財政フレーム第IV期(2020~2025年度)」を策定している。これらに基づき、現実的かつ具体的な資金計画・収支計画を作成し、予算ヒアリングによる予算編成や検証を行っている。
A6	中期計画等において、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、適宜、データやエビデンスに基づいて中期計画等の進捗管理を行い、教職員を中心とする構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	◎	TGGV150では、第II期中期計画より政策目標に測定可能な評価指標(KGI)を導入した。これを教職員へ提示することで、達成すべき具体的目標を明確にしている。またKGIの進捗について、2024年度(第II期4年目)にKGIの実績値を算出の上、中間検証を実施し、学内への報告会及び報告書の取り纏めを行った。第III期中期計画でも同様に評価指標に基づく進捗管理を行うとともに、構成員の理解を深めるための方策を講じる計画としている。  ◆参考： <a href="#">第II期中期計画 KGI に基づく中間検証 実施報告書</a>
A7	外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、理事会は速やかに評議員会に諮問し、修正を行えるようにする。	◎	本院企画委員会では、社会状況の変動を踏まえ、TGGV150第II期中期計画から「外部・内部環境の変化により、一年毎の点検・評価、各期の検証・見直しを行いながら柔軟に対応していく」旨を掲げ、計画全体を推進している。第III期中期計画でも同様に柔軟性を備えた計画としている。
A8	中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果をホームページ等で本院内外に公開する。	◎	TGGV150第II期中期計画では、2024年度(第II期中期計画4年目)に数値目標(KGI)に基づく中間検証を実施し、報告書を学内外に公開した。2026年度春(第II期中期計画終了の翌年度春)には、数値目標(KGI)に基づく評価、総括を実施する予定である。  ◆参考： <a href="#">第II期中期計画 KGI に基づく中間検証 実施報告書</a>
B1	中期計画等の内容について、学	◎	中期計画は、適法性を確保するために、私立学校法の改

	校法人東北学院企画委員会において、その適法性及び倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても評価し、十分な説明及び十分な資料に基づき、教職員、評議員会等の意見を聴取したうえで、理事会において最終決定する。		正内容に応じたものとしている。また、中長期計画には建学の精神、スクールモットー及び「学校法人東北学院の経営理念」を記し、倫理性を担保している。企画委員会は、陪席者に監事を含んでおり、第三者的かつ俯瞰的視点から顕在的・潜在的リスクをチェックできる体制となっている。なお、中期計画の策定に際しては、教職員及び評議員会等の意見を聴取した上で理事会にて最終決定を行う体制としており、「TGGV150 及び第Ⅲ期中期計画 策定方針」に当該フローを記載している。
<b>遵守原則: 1-2(経営管理体制)</b>		<b>遵守状況: 遵守</b>	
学校法人東北学院は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。			
<b>重点事項: 1-2-1(経営管理体制)</b>			
学校法人東北学院は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。			
<b>実施項目: 1-2-1(経営管理体制)</b>			
A1	理事長、業務執行理事（以下「理事長等」という。）の業務執行範囲を明確化する。	◎	学校法人東北学院寄附行為、学校法人東北学院寄附行為施行細則において、理事長等の業務執行範囲を定めている。  ◆参考： <a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a>
A2	政策を策定、管理する者が理事でない場合、当該役割を担う役職の任命、解職に至る過程を明確化する。	○	学校法人東北学院役職者の職務及び選任に関する規程において、各役職の職務及び選任に関する事項を規定している。なお、解職に至る過程については今後同規程を改正することで整備する。
A3	理事会及び評議員会等の議決事項を明確化する。	◎	学校法人東北学院寄附行為施行細則に理事会及び常務理事会の審議事項を規定している。私立学校法に基づく適切な議決事項の整理を行うとともに、常務理事会審議事項は理事会に報告することで、情報の共有化を図っている。
A4	理事会から理事長又は理事へ委任する事項を明確化する。	○	理事長、院長、学長、校長について理事会から委任された専決事項を学校法人東北学院役職者の職務及び選任に関する規程にて規定している。
A5	理事長等の解職手続き及び常勤の理事が理事としての担当業務を変更する手続きを明確化する。	○	理事長等の解任手続については、学校法人東北学院寄附行為及び学校法人東北学院理事選任機関運営規程に規定している。常勤の理事の担当業務変更については、常任理事及び法人事務局長の選任手続として、学校法人東北学院寄

			<p>附行為及び学校法人東北学院寄附行為施行細則に規定している。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a></p>
A6	<p>規程化する等の方法により、政策を策定、管理する責任者（理事長、理事その他の部門長等）の権限と責任を明確化する。</p>	◎	<p>学校法人東北学院寄附行為及び学校法人東北学院寄附行為施行細則において、常任理事及び法人事務局長の権限と責任を規定し、明確化している。また、学長に関しては学長のリーダーシップが十全に発揮されるよう、東北学院大学学則において学長の権限を規定している。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a></p> <p>◆参考：<a href="#">情報公開（東北学院大学学則）</a></p>
A7	<p>法令等の遵守に係る基本方針・行動基準を定め、事業活動等に関連した重要法令の内容を役職者及び教職員に周知徹底し、法令等の遵守の実効性を確保する。</p>	○	<p>2021年4月に学校法人東北学院コンプライアンス基本方針を定めるとともに、「学校法人東北学院教育職員倫理規程」及び「学校法人東北学院事務職員等倫理規程」を周知し、法令遵守の実効性を高める施策を行っている。</p>
B1	<p>教学組織と法人組織の役割・権限を明確化し、構成員に周知する。</p>	◎	<p>教学組織は学校教育法、大学設置基準等を中心とした東北学院大学学則に定める体制としている。法人組織は私立学校法、私立学校振興助成法等を中心とした学校法人東北学院寄附行為に基づく体制を整備し、教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化している。構成員に対しては、東北学院規程集に掲載することで周知している。</p>
<b>重点事項：1-2-2(経営管理体制)</b>			
<p>学校法人東北学院は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。</p>			
<b>実施項目：1-2-2(経営管理体制)</b>			
A1	<p>理事会、監事及び評議員会等のガバナンス機関において、法令で定められた事項を遵守したうえで、定数、構成等を工夫することにより、機関内及び機関間の有効な相互けん制が働くような仕組を構築する。</p>	◎	<p>理事会、監事、評議員会等の機関内及び機関間の有効な相互けん制が働く仕組みを促進するため、理事定数（18～20人）と評議員定数（21～25人）を近似させるとともに、理事・評議員による懇談会を定期的に開催している。また本院役員、監事、会計監査人、監査室等で構成される四者懇談会を定期的に開催し、相互けん制のためのモニタリングを実施している。</p>
B1	<p>理事と評議員の双方が出席する合同懇談会等を開催するなどし</p>	◎	<p>「理事会・評議員会構成員による懇談会」を年2回開催し、決議事項によらない意見等に関しても積極的に評議員</p>

	て、積極的に意見交換し、両機関が建設的に協力して法人運営を行う仕組みを構築する。		が意見できる体制を整備している。
B2	理事、理事会及び監事が建設的な協働と相互けん制を行えるよう、理事長や特定のステークホルダーから独立して理事、監事及び評議員が意見を述べられるか、監視に必要な正しい情報を適時適切に得られるようになっているか、理事長と監査室又はこれに相当する業務を担当する部署等（以下「監査室等」という。）との間で適時・適切に意思疎通が図られているか、理事会及び監事による報告及び指摘事項が適切に取り扱われているか等を定期的に点検する。	◎	本院役員、監事、会計監査人、監査室等で構成される四者懇談会を年3回開催している。また、監査室長からは理事長に対して定期的に報告を行うとともに、常勤監事が主催する監事会による理事長・学長ヒアリングを毎年実施してモニタリングするなど、定期的なチェックを実施している。

<b>基本原則:2. 公共性の確保</b>	<b>遵守状況:遵守</b>
<p>学校法人東北学院は、建学の精神及び寄附行為第3条を踏まえ、日本及び世界の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える。</p>	

<b>遵守原則:2-1(教育理念)</b>	<b>遵守状況:遵守</b>
<p>学校法人東北学院は、建学の精神及び寄附行為第3条に基づき、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。</p>	
<b>重点事項:2-1(教育理念)</b>	
<p>学校法人東北学院は、建学の精神及び寄附行為第3条に基づき人材育成を行うために、その教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。</p>	
<b>実施項目:2-1(教育理念)</b>	
A1	<p>学校法人東北学院が設置する各設置学校のミッション、ビジョンを踏まえ、法人及び各設置学校等の毎会計年度ごとの事業計画、達成目標や具体的な行動指</p> <p>◎</p> <p>TGGV150 を踏まえて単年度の事業計画を策定し、法人事務局及び設置学校ごとに方針を定めている。</p> <p>また、大学においては、大学の事業計画に加えて、「学長方針」を毎年度作成しており、年度中に達成すべき目標や具体的な行動指針を示している。この「学長方針」は、本</p>

	針を明確にする。		院の中長期計画を踏まえて作成されている。なお、この「学長方針」の進捗については、各部局からの報告に基づき学長が評価をしているが、その妥当性の検証を行うため、東北学院大学学長重点項目評価委員会において検証し、計画及び評価の適切性を検証している。
A2	達成目標や具体的行動指針をホームページ、システム等を利用し、教職員、学生・生徒及び社会に発信し共有する。	◎	<p>事業計画については、ホームページに掲載し、学内外に向けた情報発信を行っている。教職員にはグループウェア上で学内用の数値目標等を公開し、情報を共有している。</p> <p>また、大学においては、TGGV150「東北学院大学 2025年度重点項目」として、達成目標や具体的な実行計画をホームページに公表している。</p> <p>◆参考：<a href="#">事業計画及び予算</a></p> <p>◆参考：<a href="#">東北学院大学 2025年度重点項目</a></p>
A3	中期計画等、各設置学校等の達成目標を実現するための経営資源が、効率的な配分となるよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。	○	TGGV150 第Ⅱ期中期計画では人事計画、財政計画及び施設整備計画を法人全体の計画として掲げ、各設置学校においてその方向性を踏まえた具体性のある実行計画を策定し、計画の確実な実行、達成に繋げることとしている。なお、第Ⅲ期中期計画では「TGGV150 及び第Ⅲ期中期計画策定方針」に基づき、経営資源の効率的な配分・投入ができるよう、計画全体のスリム化を図った。
A4	「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及びカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	◎	<p>大学においては、各学部・研究科における自己点検・評価委員会において「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及びカリキュラムとの整合性のチェック等を組織的に実施しており、各学部・研究科それぞれの方針の実質化が図られている。</p> <p>中学校・高等学校においては、「教育課程の編成・実施・評価に関する方針（カリキュラム・ポリシー）」、「育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）」を策定し、「未来学力」を育む教育の実質化のために、現在実施しているコース制やカリキュラムのチェックを開始した。榴ヶ岡高等学校においても同方針を策定し、授業評価アンケート結果を基に年度総括を行い次年度に活かすなど、方針の実質化を図っている。</p>
A5	「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて方針の実質化を図る。	◎	大学においては、東北学院大学入試選抜方法等に関する検討委員会における前年度各種選抜結果の分析に基づき、学部・学科において、「入学者受け入れの方針（アドミッ

		<p>ション・ポリシー)」の各項目と「入学者選抜制度別重要評価点」との対応を検討し、受験ガイド及び大学ホームページで公表している。</p> <p>中学校・高等学校においては、入試実施委員会において前年度入試結果を分析し、これらを反映させて、「入学時に期待する生徒像（アドミッション・ポリシー）」の各項目に則した入学者を選抜できるよう入試選抜方法を検討している。榴ヶ岡高等学校においても同方針を策定し、入学者確定後、入学試験担当部署内で整合性のチェックを行い、入学者選抜検討委員会にて方針の実質化を図っている。</p> <p>◆参考：<a href="#">東北学院大学受験ガイド 2026</a></p>
B1	<p>大学においては、内部質保証システムを構築し、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、外部評価者の点検・評価を受けるなどの方法によって、継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、必要に応じて外部評価者や学生からの意見聴取を行い、絶えず改善・向上に取り組む。</p>	◎ <p>全学内部質保証推進組織として「内部質保証委員会」及び「点検・評価委員会」を設置している。また、「外部評価委員会」や学生代表を含む「東北学院大学の教学に関する懇話会」により、外部からの視点による点検・評価を実施している。これらの内部質保証体制によって、絶えず教育研究活動や施設設備の状況等について改善・向上の取組を行っている。</p> <p>◆参考：<a href="#">大学評価</a></p>
B2	<p>自己点検・評価結果、外部評価委員会及び認証評価機関による評価結果、FD（ファカルティ・ディベロップメント）活動並びに学修成果の可視化及びアンケート調査等を含む IR（インスティテューショナル・リサーチ）活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。</p>	◎ <p>大学における自己点検・評価については、大学基礎データ及び基本情報一覧、自己点検・評価入力シートの作成による法令等遵守状況確認のほか、各種基本方針の点検・評価を行い、一部改正を行った。東北学院大学外部評価委員会では、「2023 年度に実施されたキャンパス統合及び新学部設置による効果と影響」をテーマとして評価を実施した。西南学院大学との相互評価については、第 4 期認証評価に向けて 2026～2031 年度の相互評価計画を確認したほか、全国学生調査結果を活用した共同 IR を実施している。また、学内における各種学生調査やアセスメントテストを活用した学修成果の把握と改善の提言を行っている。</p> <p>中学校・高等学校及び榴ヶ岡高等学校においては、「学校評価に関する学校教育法・学校教育法施行規則」の規定</p>

		<p>に基づき学校評価を行い、毎年度各設置学校ホームページにて結果を公表している。</p> <p>◆参考：<a href="#">大学評価</a></p> <p>◆参考：<a href="#">Institutional Research</a></p> <p>◆参考：<a href="#">東北学院中学校・高等学校 学校評価</a></p> <p>◆参考：<a href="#">東北学院榴ヶ岡高等学校 学校評価</a></p>
B3	<p>大学においては、リカレント教育の諸施策について、方針及び計画を明確化する。</p>	<p>◎</p> <p>大学においては、地域福祉について実践力を持って社会の要請に応えられる人材養成のための履修証明プログラム「コミュニティソーシャルワーカー(CSW) スキルアッププログラム」を2016年4月より開講しており、地域社会の幅広い学びのニーズに応え得るリカレント教育体制を整備している。教育プログラムの方針及び内容は、同プログラムの意思決定機関である「CSW スキルアッププログラム運営会議」において審議・承認のプロセスを経ている。</p> <p>また、各研究所及び学科等の主催により多岐にわたる公開講座等を実施し、生涯学習及び社会人の学び直しの機会を提供することにより、広く地域社会に貢献している。</p> <p>加えて、宮城県総合教育センターとの共催により、主に文学部教育学科・英文学科教員の協力を得ながら、小学校、中学校、高等学校の現職教員対象に英語研修を実施している。本研修の実施にあたっては、宮城県総合教育センターと本学教職課程センターとの間で会議をもち、前年度の反省を踏まえつつ、毎年度双方で協議する中で方針を明確化し、具体的な計画を策定している。</p> <p>なお、第Ⅲ期中期計画ではリカレント教育に関する施策を設定しており、地域・企業等と連携した取組を推進する予定である。</p> <p>◆参考：<a href="#">コミュニティソーシャルワーカー (CSW) スキルアッププログラム</a></p> <p>◆参考：<a href="#">公開講座</a></p>
B4	<p>大学においては、留学生の受入及び派遣に係る諸施策について、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編</p>	<p>◎</p> <p>東北学院大学外国人留学生受入れに関する規程及び東北学院大学交換留学に関する規程に基づき、教授会で審議して受入れ留学生を選抜している。留学生向けの日本語講座を開講して日本語教育の充実を図るとともに、一般開講科目の履修により日本人学生と共に学ぶ機会を設けている。</p> <p>また派遣留学については、東北学院大学学生の海外留学</p>

	成・実施の方針及び受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	に関する規程及び東北学院大学交換留学に関する規程に基づき、所定の手続きにより学則に定める単位数を限度として派遣先大学で修得した単位を卒業に必要な単位数に認定又は換算できる制度にしている。  ◆参考： <a href="#">留学・国際交流</a>
<b>遵守原則：2-2(社会貢献)</b>		<b>遵守状況：遵守</b>
学校法人東北学院は、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。		
<b>重点事項：2-2(社会貢献)</b>		
学校法人東北学院は、各種ボランティア活動・地域課題解決等を目的とする地域連携プログラム等を通じ、社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。		
<b>実施項目：2-2(社会貢献)</b>		
A1	「社会連携・貢献に関する基本方針」を策定する。	<p>◎ スクールモットーである「LIFE LIGHT LOVE」のもとに、隣人愛をもって他者のために尽くすことを目的としながら、様々なボランティア活動に取り組むこととしている。</p> <p>特に大学においては、「東北学院大学の基本方針」の中で、「社会連携・貢献に関する基本方針」を定めている。この方針では、基本方針に加え、基本方針に基づく取り組みとして、「知の還元」「人材育成」「連携・協働」「体制整備」を掲げている。この基本方針及び取り組みを実践するため、2020年4月に地域連携センターを設置し、自治体、企業、他大学等と協働して地域の課題解決及び活性化のための事業を実施しているほか、地域において活躍しうる人材の育成と地域の発展に資する教育研究及び社会貢献を通じて、地域に根を下ろした大学づくりを組織的かつ戦略的に推進している。</p> <p>◆参考：<a href="#">東北学院大学地域連携センター</a> ◆参考：<a href="#">東北学院大学の基本方針 2025</a></p>
A2	社会・地域との連携を支援する体制又は仕組を整備する。	<p>◎ 各設置学校のサポート体制のもと、学生・生徒が主体的に地域と関わり、ボランティア活動を行うことができる体制を整えている。</p> <p>特に大学においては、地域連携センター及び総合ボランティアステーションを設置し、「自治体、企業、他大学等との協働による地域の課題解決及び活性化のための事業」</p>

		<p>「地域において活躍しうる人材の育成と地域の発展に資する教育研究及び社会貢献に係る事業」「地域の課題解決・活性化に関する情報の収集及び発信並びに成果の公表」「その他地域連携に関する事業」を中心に、地域と大学（学生、教職員）との円滑かつ効果的な事業実施に向けた体制を整備している。</p> <p>◆参考：<a href="#">東北学院大学地域連携センター</a></p>
A3	研究インテグリティを踏まえた研究活動を支援する仕組みを整備する。	<p>○</p> <p>利益相反マネジメント委員会への自己申告を年 1 回実施し、適切な管理を行っている。また、研究者や大学院生への研究倫理教育を 100%実施するとともに、研究不正通報窓口を設置している。「東北学院大学研究データの管理と活用に関する方針」を策定し、データの保管・共有ルールにより再現性と透明性を高める仕組みを構築している。これら多角的な施策を通じて、研究インテグリティを確保するガバナンス体制を実効的に運用している。</p> <p>◆参考：<a href="#">研究活動上の不正行為防止への取組</a></p>
B1	文部科学省及び学校法人東北学院が所在する宮城県や仙台市等の行政機関や企業との対話等を通じて、ステークホルダーとの信頼関係の醸成に努める。	<p>◎</p> <p>地域に根差した学校法人として、地元自治体や地元企業の関係者を本院の理事として迎え、地域の行政・企業的視点から本院の運営について意見を聴取し、対話を行っている。</p> <p>また、大学においては、行政機関及び企業との対話を促進し、地域との連携を強化するため、各種包括連携協定を締結している。また、学識経験者、地方自治体、産業界、市民団体等の関係者及び本学関係者で組織する「東北学院大学の教学に関する懇話会」を開催し、教学上の「三つの方針」を踏まえた教学に関する取組について意見を聴取する機会を設け、取組の適切性を確保するとともに本学の教育についての信頼関係の醸成を図っている。さらに、進路・就職先に対する学修成果調査を実施し、「学位授与の方針」に基づく人材育成に関する意見を聴取している。他にも、「みやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォーム」により宮城県、仙台市とプラットフォームを通じた協定を締結し、意見交換も行っている。</p> <p>◆参考：<a href="#">東北学院大学が締結する包括協定一覧</a></p> <p>◆参考：<a href="#">Institutional Research</a></p>

B2	大学においては、公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	<p>◎</p> <p>大学においては、2-1-B3 に挙げた履修証明プログラム「コミュニティソーシャルワーカー(CSW) スキルアッププログラム」を開講している。また、大学の研究成果を開放し広く地域社会に貢献するため、各研究所及び学科の主催により、生涯学習の一環としての公開講座を実施するなど、地域社会の幅広いニーズに応えるべく、様々な学びの機会を提供できるよう工夫を重ねている。</p> <p>◆参考：<a href="#">コミュニティソーシャルワーカー (CSW) スキルアッププログラム受講生募集要項</a></p> <p>◆参考：<a href="#">公開講座</a></p>
B3	大学においては、社会・地域貢献に係る自主的な取り組みを把握し、東北学院大学の取り組みとして展開する。	<p>◎</p> <p>自治体、企業、他大学等と協働して地域の課題解決及び活性化を図る事業を実施するとともに、地域において活躍しうる人材の育成と地域の発展に資する教育研究及び社会貢献を通じて、地域に根差した大学づくりを組織的かつ戦略的に推進することを目的に地域連携センターを設置し、地域ニーズの把握及び学内シーズとのマッチングを行っている。</p> <p>また、「東北学院大学と近隣町内会との連絡協議会」会則に基づき近隣の連合町内会長（4地区）との協議会を開催し、当該協議会の中で行う各地区の活動や課題の把握に加え、本学と連携した取り組みの共有を通じて学生及び教職員等の自主的な取り組みを把握している。把握した取り組みについては、状況及び背景等を確認した上で、大学（地域連携センター若しくは総合ボランティアステーション部門）が支援を行う体制を構築している。</p> <p>◆参考：<a href="#">東北学院大学地域連携センター</a></p>
B4	大学においては、組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	<p>◎</p> <p>2-2-B3 に挙げた地域連携センターの設置に加え、同センターの一部門として、本院の建学の精神に基づき、地域社会への貢献に資するボランティア活動を通じて東北学院大学に在籍する学生の学びと成長を促すことを目的に「総合ボランティアステーション部門」を設置している。それぞれの根拠規程となる「東北学院大学地域連携センター規程」及び「東北学院大学総合ボランティアステーション部門規程」を定めている。</p> <p>◆参考：<a href="#">東北学院大学地域連携センター</a></p>

<b>基本原則:3. 信頼性・透明性の確保</b>	<b>遵守状況:遵守</b>
<p>学校法人東北学院は、私立学校の有する公共性に鑑み、健全な運営について、学生・生徒、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める。</p>	

<b>遵守原則:3-1(組織運営)</b>	<b>遵守状況:遵守</b>
<p>学校法人東北学院は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係を構築するとともに、教育研究活動を通じて社会に貢献する。</p>	

<b>重点事項:3-1-1(監事監査)</b>
<p>学校法人東北学院は、理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。</p>

<b>実施項目:3-1-1(監事監査)</b>
-------------------------

A1	監事監査規程を整備し、それに基づいて、毎年度、監事監査計画及び実施後の監事監査報告書を作成し、理事長に提出する。	◎	<p>学校法人東北学院監事監査規程を制定・公表し、同規程に基づき、毎年度、監事監査計画を作成している。監事監査報告書は理事会・評議員会で毎年度報告している。</p> <p>◆参考：<a href="#">監事監査規程</a></p> <p>◆参考：<a href="#">財務報告(監事監査報告書)</a></p>
A2	監事監査計画、監事監査調査書、監事監査報告書その他の監事監査資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	◎	<p>「監査の方針」及び「監査の主なる方法」を含めた監事監査計画書を毎年度作成している。そのほか監事監査計画書には、「監査の目的」、「監査の対象」、「監査対象年度」、「監査の基準」、「監査の担当」、「監査報告書」及び「監査業務の分担」が盛り込まれている。</p>
A3	監事監査の継続性を担保及び監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期に入れ替わらないよう監事の選任時期等を工夫する。	◎	<p>監事の多様な経歴に基づき本院を多角的な視点から監査するため、常勤監事及び学外監事を置き、監事監査の継続性を担保することが可能な体制となっている。選任時期については、欠員が生じないよう学校法人東北学院寄附行為に規定する任期に基づき、適切に選任している。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a></p>
A4	監事が評議員会、理事会に出席し、加えて常勤監事は常務理事会にも出席し、業務の監査や状況の把握及び必要な助	◎	<p>監事監査計画書には「監査の主なる方法」として重要な会議への出席・陪席及び議事録の閲覧について、また、重要な契約書及び重要な稟議決裁書の閲覧について定めている。監事は全員、理事会・評議員会に出席し、常勤監事は常務理事</p>

	言を行うことができる体制とする。また、監事が経営に関わる重要な会議や各設置学校の意思決定機関の議事についても把握できる体制とする。		会のほか、財務会議等の経営に係る会議や設置学校将来構想検討会議へ出席している。さらに、重要な書類等の閲覧については監事から要求があった際に開示している。
A5	監事監査に必要な資料の提供、説明等、監事に十分な情報提供を行う。	◎	監査室に監事監査部門を置き、監事補助職員として専任職員3名を委嘱し、支援体制を取っている。監事補助職員は、監事会にかかる資料収集を行い、常勤監事への説明等を行っている。また、監事監査に必要な情報については、非常勤の監事も含めて適宜提供している。
A6	監事間の連携の深化を図るべく、定期的に会議を開催する。	◎	監事会において、常勤監事が出席する学内の会議内容を報告することで、非常勤の監事も学内の状況が把握できる体制を取っている。
B1	学校法人東北学院寄附行為及び学校法人東北学院における常勤の役員の身分に関する規程の常勤の役員として定める「常勤監事」について、適切に選任し、併せて常勤監事による監査に必要な支援体制を整備する。	◎	監事の選任にあたっては、学校法人東北学院寄附行為、学校法人東北学院寄附行為施行細則及び学校法人東北学院役職者選任規程に基づき、適切な手続で実施している。 また、監査室に監事監査部門を置き、専任職員（監事補助職員）による監事の業務執行に係る支援体制を構築している。 ◆参考： <a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a>
B2	監事が必要と認めた場合における、弁護士、公認会計士等の外部の専門家との連携体制を整備する。	◎	監事の補助職員を監査室に置き、同室の業務分掌に「会計監査人、監事、内部監査部門及び本院役職者による懇談会（四者懇談会）に関すること。」を規定しており、監事が必要に応じて外部専門家との連携体制を構築できるように組織編制している。
B3	監事監査の継続性を担保し、監事の独立性を確保するために、寄附行為に定める監事の選任条件及び監事の職務を踏まえ、監事候補者を適切に選任し、適切な手続により監事を選任する。	◎	監事の選任にあたっては、学校法人東北学院寄附行為、学校法人東北学院寄附行為施行細則及び学校法人東北学院理事選任機関運営規程に基づき、理事会が監事候補者の同意を得て理事選任機関に提案し、これを受けて理事選任機関で選考し、評議員会の決議によって選任している。 ◆参考： <a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a>
<b>重点事項：3-1-2(会計監査)</b>			
学校法人東北学院は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。			

実施項目:3-1-2(会計監査)			
A1	会計監査人の選任は、監事はその議案を決定したうえで、評議員会で行う。	◎	<p>会計監査人の選任にあたっては、学校法人東北学院寄附行為、学校法人東北学院寄附行為施行細則及び学校法人東北学院理事選任機関運営規程に基づき、理事会で候補者を選考し、理事選任機関で候補者の選任について審議し、監事が議案を決定して評議員会で決議している。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a></p>
A2	会計監査人が有効に機能するために、理事長等と監事が意見を交換できる場を設定する。	◎	理事長と常勤監事が月1回、面会して意見交換することで会計監査人が有効に機能するための機会を確保している。
A3	会計監査人が有効に機能するために、監事、会計監査人及び監査室等が協議する場を設置する。	◎	本院役員、監事、会計監査人、監査室で構成される四者懇談会において情報共有を行っている。
A4	学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、常任理事(財務担当)と会計監査人の間で適切に情報を共有する。	◎	四者懇談会、三様監査等の実施により、常任理事(財務担当)と会計監査人の間で適切に情報共有を行っている。また、財務状況において重要な事象が発生した際は、常に会計監査人と連絡を取り合い、情報共有及び確認ができる環境が整っている。
遵守原則:3-2(組織体制)			遵守状況:遵守
<p>学校法人東北学院は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、利益相反及び研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い実行する。</p>			
重点事項:3-2-1(組織体制)			
<p>学校法人東北学院は、理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。</p>			
実施項目:3-2-1(組織体制)			
A1	理事の選考手続きや推薦方法等の開示によって、理事の選解任方法の透明化を図る。	◎	理事の選考手続きや推薦方法等について、学校法人東北学院寄附行為、学校法人東北学院寄附行為施行細則、学校法人東北学院理事選任機関運営規程において、理事の選任及び解任方法を適切に定めて運用している。
A2	法令等遵守体制の実効性に重	○	内部統制システム整備の一環で、学校法人東北学院内部統

	<p>要な影響を及ぼし得る事項について、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備する。</p>		<p>制委員会、学校法人東北学院リスク管理委員会及び学校法人東北学院コンプライアンス委員会を設置し、理事会に対して適切に報告がなされる体制を整備している。</p>
A3	<p>理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備する。</p>	◎	<p>学校法人東北学院常務理事会の資料並びに学校法人東北学院寄附行為第18条に定める業務を執行する理事の職務執行状況報告として理事会資料を永久保存とし、適切に保存及び管理している。</p>
A4	<p>不正又は誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、理事及び教職員の権限及び職責を明確にし、その権限及び職責の範囲において、法令及び寄附行為等を遵守して適切かつ効率的に職務を遂行する体制を整備する。</p>	○	<p>法人事務局並びに各設置学校に事務組織規程を制定し、各部門の業務が適切に分掌されている。併せて各部署における職務権限を明確化するため、学校法人東北学院職務権限に関する規程を制定し、管理監督者による適切なマネジメント体制を整備している。理事及び評議員の権限は、学校法人東北学院寄附行為に規定しているもののほか、2026年度中に必要な規程を整備する予定である。</p>
A5	<p>個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、法令を遵守した個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。</p>	◎	<p>学校法人東北学院個人情報保護規程に基づき、学校法人東北学院個人情報保護委員会を設置し、個人情報保護の体制を整えている。個人情報の保護に関する基本方針として「学校法人東北学院個人情報保護に関する基本方針」を制定し、法人及び全設置学校のホームページ上に公開している。</p> <p>また、教職員グループウェア上に『学校法人東北学院個人情報保護に関するガイドライン【第2版】』（学校法人東北学院個人情報保護委員会,2023年9月改訂）を公開するとともに、宮城県警察等の行政機関から提供されるサイバーセキュリティ情報について、学内会議等を通じて教職員間で共有し定期的な注意喚起を行うなど、教職員の個人情報保護に関する意識の向上を図っている。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院個人情報保護に関する基本方針</a></p>
A6	<p>理事等が、損失のリスクの管理に関する規程その他の体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他の損失を発生させるリスクを認識し、当該リスクの発生可能性及びリスク発生時の損害の大きさを把握す</p>	○	<p>学校法人東北学院リスク管理規程別表において、リスク一覧表を設定し、損失発生リスクの認識を可能にしている。リスク管理委員会は、識別したリスクを学校法人東北学院内部統制委員会へ報告する。その結果を踏まえて内部統制委員会が理事会へ報告することにより、理事等がリスクの認識及び把握ができる体制を整備している。</p>

	る。		
B1	理事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うことによって、理事の報酬基準の透明化を図る。	◎	<p>学校法人東北学院役員、評議員、会計監査人及び理事選任機関構成員の報酬等並びに院長及び学長の職務に対する報酬等の支給基準に関する規程を定め、理事の報酬基準を明確に定めている。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院役員、評議員、会計監査人及び理事選任機関構成員の報酬等並びに院長及び学長の職務に対する報酬等の支給基準に関する規程</a></p>
B2	理事長の常勤化、理事長及び理事の利益相反並びに責務相反規程の整備などの方法により、学校法人の執行体制の実質化を図る。	○	<p>理事長の常勤化は「学校法人東北学院寄附行為施行細則」及び「学校法人東北学院における常勤の役員の身分に関する規程」で規定している。</p> <p>利益相反並びに責務相反規程の整備については、2026 年度中に整備することで準備を進めている。</p>
B3	理事選任機関に理事以外の者を含めるなど構成・員数を工夫することによって、理事会及び理事からの中立性を確保する。	◎	<p>理事選任機関の構成員は、理事会の互選による理事 1 名、評議員会の互選による評議員 1 名、外部の学識経験者 3 名（理事会が提案した候補者に関する評議員会の承認決議）としている。このうち、理事選任機関の議長は外部の学識経験者から選任することとし、中立性が担保された形での運営を行っている。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a></p>
B4	理事の再任、重任にあっては、ガバナンス体制の機能不全が発生していないかを評議員会・理事選任機関等でそれぞれ点検したうえで再任等を行う。	◎	<p>学校法人東北学院寄附行為、学校法人東北学院寄附行為施行細則及び学校法人東北学院理事選任機関運営規程において、理事の再任及び重任に係る具体的なプロセスを定め、相互けん制機能が発揮されるように制度化している。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a></p>
B5	学校法人東北学院に著しい損害を及ぼす恐れのある事象への対応について、理事会その他の重要な会議等において、十分な情報を踏まえたリスク分析を経た議論を経て行う。	○	<p>理事会、全学協議会その他の重要な会議等において、十分な情報によるリスク分析を経た議論を展開するため、定期的な会計監査、内部統制監査及び各部署への内部監査や四者懇談会を通じてリスク分析を実施し、コンプライアンスに則した議論を展開している。</p>
B6	職務を特定の者に専属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる事態	○	<p>「学校法人東北学院役職者の職務及び選任に関する規程」において、各役職者の権限及び責任の分担、職務分掌を定めている。また、各役職については理事会において職務代理者</p>

	が生じないように、職務を複数の者の間で適切に分担又は分離できるように、権限及び職責の分担や職務分掌を明確に定める。		を定め、組織としての継続的な対応が困難となる事態が生じないように体制を整備している。
<b>重点事項:3-2-2(組織体制)</b>			
学校法人東北学院は、監事の選任過程を明確にし、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。			
<b>実施項目:3-2-2(組織体制)</b>			
A1	監事の選解任過程については、法令で定められた選任機関や決議要件のみならず、その具体的な手続き等を明確化することによって、透明化を図る。	◎	監事の選任及び解任等に関しては、学校法人東北学院寄附行為に定めている。また、選任及び解任過程の具体的な手続きに関しては、学校法人東北学院寄附行為施行細則及び学校法人東北学院理事選任機関運営規程にて明確化している。  ◆参考： <a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a>
A2	評議員の選解任方法の開示によって、透明化を図る。	◎	評議員の選任及び解任等に関しては、学校法人東北学院寄附行為に定めている。また、選任及び解任過程の具体的な手続きに関しては、学校法人東北学院寄附行為施行細則及び学校法人東北学院理事選任機関運営規程にて明確化している。  ◆参考： <a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a>
A3	評議員会が法人の運営に関し、理事会に対し適切に意見ができる仕組みを整備する。	◎	学校法人東北学院寄附行為において、評議員会の決議事項を定めるとともに、「理事会・評議員会構成員による懇談会」を年2回開催し、決議事項によらない意見等についても積極的に評議員が意見できる体制を整備している。  ◆参考： <a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a>
A4	相互けん制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人及び監査室等による三様監査体制を確立する。	◎	独立監査人による会計監査、監事会による監事監査、監査室による内部監査をそれぞれ実施し、各監査の状況を四者懇談会で共有し、三様監査の体制を確立している。  また、相互けん制機能の観点では、監事会において会計監査に係る資料、内部監査に係る資料を協議内容としている。  ◆参考： <a href="#">監事監査</a>
A5	学校法人東北学院に著しい損	○	学校法人東北学院危機管理規程において、危機事象発生時

	害を与える恐れのある事実又は法令、寄附行為その他の規程に反する事項を発見したときに、直ちに理事長等及び監事に対して報告がなされる体制を整備する。		の理事長への報告体制を規定している。制度上、監事への報告は理事長からなされる想定であるが、規程等での手続は未整備であるため、今後の検討課題としている。
B1	監事の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、監事の報酬基準の透明化を図る。	◎	<p>学校法人東北学院役員、評議員、会計監査人及び理事選任機関構成員の報酬等並びに院長及び学長の職務に対する報酬等の支給基準に関する規程を定め、常勤監事及び非常勤監事の報酬基準を明確に定めている。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院役員、評議員、会計監査人及び理事選任機関構成員の報酬等並びに院長及び学長の職務に対する報酬等の支給基準に関する規程</a></p>
B2	監事は、評議員及び評議員会と定期的に意見を交換し、有効な監視・監督体制を整備する。	◎	2025年4月1日付私立学校法改正に伴い、旧法に基づく評議員会及び定時評議員会、新法に基づく評議員会に出席し、定期的に評議員会と意見交換を行うとともに、監事監査計画書に基づく監査報告を6月開催の評議員会で実施している。
B3	評議員の報酬水準の妥当性に関する説明を行うなどによって、評議員の報酬基準の透明化を図る。	◎	<p>学校法人東北学院役員、評議員、会計監査人及び理事選任機関構成員の報酬等並びに院長及び学長の職務に対する報酬等の支給基準に関する規程を定め、評議員の報酬基準を明確に定めている。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院役員、評議員、会計監査人及び理事選任機関構成員の報酬等並びに院長及び学長の職務に対する報酬等の支給基準に関する規程</a></p>
B4	法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、評議員に対して速やかに報告が行われる体制を整備する。	○	法令及び寄附行為等の遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項は、監事や会計監査人が評議員会に報告する体制としている。
<b>重点事項：3-2-3(組織体制)</b>			
学校法人東北学院は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。			
<b>実施項目：3-2-3(組織体制)</b>			
A1	監査室等を設置し、内部チェック機能を高める。	◎	内部監査室を発展的に改組して監査室を設置した(2025年4月)。監事監査結果及び内部監査結果については、常務理事会に報告している。

			◆参考： <a href="#">事務組織図</a>
A2	コンプライアンス規程・法令遵守マニュアル等を通じて、教職員に対するリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。	○	2025年4月1日付で「学校法人東北学院におけるコンプライアンスの推進に関する規程」を整備した。同規程に第9条第3号において、「コンプライアンスの推進に係る啓発に関する事項」を定めており、関係部署間で連携の上、教職員の教育・研修を実施する予定である。
A3	「学校法人東北学院内部統制システム整備の基本方針」に基づき、内部統制に関する諸規程を整備し、内部統制の運営、確認及び改善のサイクルを構築する。	◎	2025年4月1日付で「学校法人東北学院内部統制規程」、「学校法人東北学院リスク管理規程」、「学校法人東北学院におけるコンプライアンスの推進に関する規程」を整備しており、「学校法人東北学院内部統制システム整備の基本方針」に基づき、運営、確認及び改善のサイクルを構築している。  ◆参考： <a href="#">学校法人東北学院内部統制システム整備の基本方針</a>
A4	理事会その他の重要な会議等における意思決定及び個別の職務執行において、法務担当及び外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時適切に相談する体制を構築する等、法令等を遵守した意思決定及び職務執行が行われることを確保する体制を整備する。	◎	弁護士と法律顧問契約を締結し、法的対応への助言を受け等、法令等を遵守した意思決定及び職務遂行が可能な体制を整備している。
B1	組織内の適切な内部けん制体制を整備し、より不正及び誤謬が発生しないようにする。	○	学校法人東北学院内部統制システム整備の基本方針を定め、学校法人東北学院内部統制規程に基づくモニタリングを行うことによって、理事、職員等の職務執行の適正性を確保することとしている。  ◆参考： <a href="#">学校法人東北学院内部統制システム整備の基本方針</a>
B2	内部統制システムに関する点検を定期的に行う。	○	学校法人東北学院内部統制システム整備の基本方針及び学校法人東北学院内部統制規程第15条第4項に基づき、「最高管理責任者、総括管理責任者及び管理責任者は、モニタリングの結果を業務に適切に反映させ、内部統制システムの継続的な見直しを図るものとする。」と定めている。

			◆参考： <a href="#">学校法人東北学院内部統制システム整備の基本方針</a>
<b>重点事項：3-2-4(組織体制)</b>			
学校法人東北学院は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。			
<b>実施項目：3-2-4(組織体制)</b>			
A1	教職員等が違法又は不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、（内閣府告示第118号「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日）等を参考にして）部門横断的な公益通報対応業務を行う体制及び公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、内部公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	◎	<p>公益通報者保護法に基づき「学校法人東北学院公益通報者の保護に関する規程」を制定し、同規程に基づく「学校法人東北学院公益通報者保護委員会規程」により設置された学校法人東北学院公益通報者委員会において、公益通報に関する事実調査を行うこととしている。</p> <p>なお、調査の結果に基づいて通報対象事実が認められた場合には、委員会の審議結果を理事長に報告し、必要な是正措置及び再発防止策を講じることとしている。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院における公益通報制度</a></p>
A2	公益通報を行った教職員等が不利益な取り扱いを受けないことを確保するための仕組みを整備する。	◎	<p>「学校法人東北学院公益通報者の保護に関する規程」第3条において、公益通報者の保護を定めている。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院における公益通報者の保護に関する規程</a></p>
B1	公益通報窓口を本院内に設置するだけでなく、本院外にも設置し、公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	◎	<p>外部通報窓口として、本院と利益相反が生じるおそれのない弁護士に依頼している。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院における公益通報制度</a></p>
B2	ガバナンス体制の機能不全等が発生していると判断した場合、理事、理事会及び監事は、「遵守状況報告書」の遵守状況を速やかに、「意見不	◎	<p>ガバナンス・コード遵守状況確認フローに基づき、学校法人東北学院企画委員会での確認及び理事会での報告を経て、「遵守状況報告書」の遵守状況を速やかに「意見不</p>

	表明」に変更し、変更後、最初の評議員会等でこれを報告する。		
<b>遵守原則:3-3(情報公開)</b>			<b>遵守状況:遵守</b>
学校法人東北学院は、教育研究活動に係る情報や、経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。			
<b>重点事項:3-3-1(情報整備体制)</b>			
学校法人東北学院は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。			
<b>実施項目:3-3-1(情報整備体制)</b>			
A1	いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように公表又は開示するかなどを規定した情報公開基準又はガイドライン等の諸規程を整備する。	○	文書の開示請求があった際の対応を、学校法人東北学院が保有する文書の開示に関する規程で定めており、所管委員会の審議を経た上で、不開示情報（個人情報、法人等情報、審議検討中情報、事務支障情報）を除き開示することとしている。ガイドライン等については未整備の状況であり、課題としている。
A2	公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、公表又は開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時正確に公表又は開示することのできる体制又はシステムを整備する。	◎	学校法人においては私立学校法、私立学校振興助成法等に基づき本院ホームページで情報を公表している。大学においては、学校教育法、大学設置基準等に基づき大学ホームページで情報を公表している。 掲載情報は、学校法人東北学院インターネット広報管理運営委員会規程に基づき毎年更新を行って最新の情報を公表するよう努めている。
A3	法令に定められた寄附行為の内容及び財務書類並びに中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況、認証評価結果、外部評価結果及び設置計画履行状況等調査結果、学外からの評価結果並びに株式会社TGサポートに関する情報等について、ホームページ等を通じて公表する。	◎	寄附行為の内容及び財務書類並びに中期計画に沿った単年度事業報告書、計算書類等をホームページ上で公表している。 また、認証評価、外部評価及び設置計画履行状況調査の結果についても、ホームページ上で公表している。 TGサポートの情報に関しては、事業報告書及び計算書類の注記「8. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」の中で「(2) 学校法人の出資による会社に係る事項」として、その出資状況をホームページ上で公表している。  ◆参考： <a href="#">事業報告書</a> ◆参考： <a href="#">財務報告</a> ◆参考： <a href="#">大学評価</a>

			◆参考： <a href="#">情報公開（設置計画履行状況報告書）</a>
A4	内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により、ホームページ等を通じて公表する。	○	本院の内部統制は、独立監査人（公認会計士）、監事、内部監査室による『三様監査制度』によって制度的な確立を図っている。しかし、事業報告書への記載には至っていないため、公表する準備を進めている。
B1	公開した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	◎	外部から意見があった場合に迅速な聴取ができるよう、公表した情報については主管部署を明確にしている。ホームページでは、ページごとに主管部署や問合せ先を明記しており、有用な意見があった場合には主管部署と連携して反映できる体制となっている。
<b>重点事項：3-3-2(情報公開体制)</b>			
学校法人東北学院は、情報公開にあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、公開方法の工夫・改善を図る。			
<b>実施項目：3-3-2(情報公開体制)</b>			
A1	公開する情報の包括性、体系的性、継続性、一貫性及び更新性に留意する。	◎	公開する情報は、主管部署と連携して統一性のある内容になるよう留意している。ホームページでは、誤った情報や古い情報が公開されていないかを定期的に確認し、管理・運営している。年度が変わる際には、全ページの確認を主管部署と連携して行っている。
A2	公開した情報へのアクセシビリティの向上を図る。	◎	公開した情報へのアクセシビリティ及びユーザビリティの向上を図るため、ホームページの改修などは専門業者に委託している。また、専門業者と定期的にミーティングを行い、アナリティクスを使用しながら閲覧者などの情報を分析して改善に努めている。
A3	情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性及び重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	◎	公開している情報を受け手に理解してもらいやすいよう、複雑な内容や数値などはグラフや図表を活用して、明瞭性に留意し、重要性が高い情報については特設ページを設置するなど、幅広いステークホルダーに向けた工夫をしている。

A4	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、株式会社 TG サポートの情報を理解容易性、明瞭性に留意して公開する。	○	学校法人の継続性に重要な疑義が生じる可能性が発覚した折に、学校法人東北学院の子法人である株式会社 TG サポートに関して、その事象に応じた理解容易性、明確性に留意して情報公開を本院が行う。
B1	ホームページ等で情報を公開する部署とは別に、公開した情報をチェックする部署を設ける等の方法により、公開した情報の客観的なチェック体制を構築する。	◎	インターネットを活用した情報発信を適正かつ円滑に管理運営することを目的とする「インターネット広報管理運営委員会」を設置し、ホームページに公開している情報更新や SNS の公式アカウントの登録申請に関わる審議など適切に管理している。
B2	特有の用語に関してはわかりやすい説明を付す等、関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	◎	特有の用語や専門用語などは、ホームページ上で情報を公開する際に分かりやすい表現に換える、もしくは補足の説明を加えている。情報を公開する前には、各部局と連携して確認作業を行い、幅広いステークホルダーに対し理解しやすい情報を提供できるよう留意して公開している。

<b>基本原則:4. 継続性の確保</b>	<b>遵守状況:遵守</b>
学校法人東北学院は、建学の精神及び寄附行為第3条に基づき、その使命を果たすため、教育研究活動の維持、継続及び発展に努める。	

<b>遵守原則:4-1(運営と検証)</b>		<b>遵守状況:遵守</b>	
学校法人東北学院は、教育研究活動の継続性を実現するため、本院内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、各設置学校の運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な学校運営を行う。			
<b>重点事項:4-1(運営と検証)</b>			
学校法人東北学院は、ガバナンス機能の向上のため、外部人材を有効に活用し、理事会、監事、評議員会等の機能の実質化を図る。			
<b>実施項目:4-1(運営と検証)</b>			
A1	理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付する等、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き	◎	学校法人東北学院寄附行為において、理事会及び評議員会の開催に際しては議題に応じて会議開催の7日前までに資料を送付し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築している。

	出すための議事運営の仕組みを構築する。		◆参考： <a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a>
A2	理事及び評議員の定数は本院の規模及び実質的な議論ができることを考慮した数とする。	◎	<p>学校法人東北学院寄附行為上で定める理事定数 18～20 名に対し、評議員定数を 23～25 名に設定し、本院の規模及び実質的な議論ができることを考慮した人員構成としている。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a></p> <p>◆参考：<a href="#">法人役員、各学校役職者等</a></p>
A3	ダイバーシティ推進のため、本院に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	○	<p>「学校法人東北学院教育職員倫理規程」及び「学校法人東北学院事務職員等倫理規程」を定め、福音主義キリスト教の信仰に基づく「個人の尊厳の重視と人格の完成」という本院の建学の精神に基づき、人権の尊重に努めている。</p> <p>また、一般事業主行動計画として、「次世代育成支援対策推進法」に基づく学校法人東北学院行動計画」及び「学校法人東北学院「女性の活躍推進に関する行動計画」」を定めて公表するとともに、「女性の活躍に関する情報」及び「男性の育児休業取得率に関する情報」を法人ホームページ上に公開し、本法人の取り組みについて理解を求めている。</p> <p>◆参考：<a href="#">一般事業主行動計画</a></p>
A4	ガバナンスが有効に機能するように、本院内外の人材のバランスを考慮しつつ、理事及び評議員に外部人材を登用する。	◎	<p>2025年6月12日現在で、理事総数20名のうち10名、評議員総数23名のうち18名を外部人材から登用している。外部人材の選任にあたっては、本院のガバナンス上、企業・行政・学校関係者などの人員構成のバランスに配慮して選任している。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a></p> <p>◆参考：<a href="#">法人役員、各学校役職者等</a></p>
A5	評議員の選任に際し、多様な主体が評議員会に参画することの重要性に鑑み、本院の規模や特性に応じて、多様な構成とする。	○	<p>学校法人東北学院寄附行為第35条第4項に「評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。」と定め、多様な構成とすることを定めている。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院寄附行為</a></p>
A6	外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを	◎	<p>本院では、理事・評議員に外部人材を登用し、法令で定める予算・決算の決定にあたって十分な情報を開示するとともに、理事会・評議員会での意見聴取並びに理事・評議員による懇談会を定期的を開催することで、運営の透明性を確保し</p>

	整備する。		ている。 ◆参考： <a href="#">法人役員、各学校役職者等</a>
A7	理事、監事及び評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	△	理事、監事及び評議員のみを対象とした研修については提供できていないものの、毎年度実施している東北学院教職員研修には学内の理事及び評議員が出席しており、一義的には研修機会を提供することができている。 理事会及び評議員会独自の研修機会に関しては、「理事会・評議員会構成員による懇談会」などの機会を活用して、年1回の実施に向けて検討中である。
B1	理事及び評議員が過去の議事内容が確認できる等によって、会議体において十分な議論が行えるよう支援する体制又は仕組を整備する。	△	現時点で理事及び評議員会が過去の議事内容を確認できる体制は整備できていないが、2026年度から理事会・評議員会における決裁支援サービスを導入する予定であり、当該システムに新たに搭載される機能として過去の議事録等の格納も可能であることを確認している。新システムへの移行後、順次過去の議事内容の資料等を搭載することで対応する。
B2	政策を策定、管理する責任者（常務理事等）が政策の執行状況を確認できる仕組をITの活用等により構築する。	○	政策を策定、管理する責任者が政策の執行状況を確認できるよう、部門毎に「ファイル共有サービス」、「Webメールサービス」及び「クラウドストレージサービス（Google Drive、OneDrive）」を構築・提供している。併せて、法人系システムにて予算執行状況確認環境等を整備している。
B3	経営情報を正確かつ迅速に教職員等の構成員に伝達するためのIT環境を整備する等、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組を構築する。	○	経営情報資料作成環境として、法人系システム（財務システム）を整備している。併せてシステムを通じて作成される決算資料、事業報告書、事業計画及び予算をホームページで公表することにより、社会への説明責任を果たし、教職員の学校法人経営に係る当事者意識の醸成に努めている。 ◆参考： <a href="#">事業計画及び予算</a>
<b>遵守原則：4-2(基盤の安定と強化)</b>			<b>遵守状況：遵守</b>
学校法人東北学院は、教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行う。			
<b>重点事項：4-2-1(財政基盤)</b>			
学校法人東北学院は、教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。			
<b>実施項目：4-2-1(財政基盤)</b>			
A1	特に収支の均衡状況、将来必	◎	事業報告書において、決算概要や経年比較、主な財務比率

	<p>要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性及び継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を開示する。</p>	<p>による分析を開示するとともに、収支及び財産の状況を分かりやすく伝えるために、本院が保有する有価証券や借入金等の重要な項目、収益事業の状況等も記載して理解容易性、明瞭性に留意している。</p> <p>また、アセットオーナー・プリンシプルの受入れ表明を公表することで、学校法人の信頼性、明瞭性をより高めている。</p> <p>◆参考：<a href="#">事業報告</a></p> <p>◆参考：<a href="#">「アセットオーナー・プリンシプルの受入れ」について</a></p>
A2	<p>「学校法人の継続法人の前提（日本公認会計士協会「学校法人の継続法人の前提に関するQ&amp;A」参照）」に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応に関する情報を理解容易性、明瞭性に留意して開示する。</p>	<p>◎</p> <p>当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められ、継続法人の前提に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、学校法人会計基準第34条第8項の規定に従い、「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」として注記し、開示する。</p>
A3	<p>中期計画等との連関に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。</p>	<p>◎</p> <p>事業報告書の構成は、中期計画に記載の事項のうち当該年度の実施状況、当該年度の事業で特色あるもの、文部科学省の様式で定められている事項等としており、本院の的確な現状の把握及び正確な記録によって、事業の適切性及び将来の検証材料としている。</p> <p>また、事業報告については理事会及び定時評議員会の議題として審議し、経営の健全性確保に努めている。</p> <p>◆参考：<a href="#">事業報告</a></p>
<p><b>重点事項：4-2-2(財政基盤)</b></p>		
<p>学校法人東北学院は、教育研究活動の継続性を確保するために、学生生徒等納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を行う。</p>		

実施項目：4-2-2(財政基盤)		
A1	財政運営に関する基本方針を定め、財政基盤の安定化及び強化を図る。	◎ 経営資源の配分に係る基本方針として、「中長期財政計画」及び「財政フレーム第Ⅳ期」を策定し明確化するとともに、TGGV150 及び「中長期財政計画」を重点項目とした「予算編成方針」に従う「事業計画及び予算」を作成することで、TGGV150 の達成目標を実現するための経営資源の適正な配分を実現している。
A2	補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	◎ 大学においては、補助金の適切かつ円滑な獲得に向け、各部署への適切な情報共有や申請要件の確認を行っている。教学改革を伴う場合には、改革の是非を含め所管委員会にて協議を行い、迅速な改革を行う体制を整備している。 研究推進体制については、各種助成金、競争的資金等の間接経費取扱規程を制定し、これらに基づき外部資金等の取扱いを行うほか、科研費申請支援制度を制定し、規程に基づき申請者に対する研究費の申請支援等を行っている。 ◆参考： <a href="#">受託研究・共同研究・教育研究助成金の受入れ</a>
A3	社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	◎ 社会・地域との連携については、自治体、産業界において13の機関と協定を締結しているほか、宮城県内自治体、高等教育機関、産業界と「みやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォームに関する協定」を締結し、連携を推進する体制を整備している。 産学官民連携については、宮城県を中心とする地域の企業と連携を進め、産業教育及び技術振興を図ることを目的として、産学連携推進センターを設置しており、情報収集・調査並びに企業からの産学連携研究員等の受入れ及び本学からの研究者派遣等を行っている。 高大連携については、本院の各設置学校間で協定を締結し、法人内で一貫した人材育成に向けて、「中高大一貫教育事業実施委員会」、「中高大一貫教育事業実務者会議」及び研修会の定期的な開催等の体制を整備している。 ◆参考： <a href="#">みやぎ・せんだい地域人材育成協働事業プラットフォーム</a> ◆参考： <a href="#">東北学院大学産学連携推進センター</a> ◆参考： <a href="#">中高大一貫教育事業</a>
A4	リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程及び体制を整備し、適切に対応す	◎ 学校法人東北学院資金運用委員会規程に基づき、定期的に委員会を開催し、資金の安全性や確実性を担保した上で適切に運用を行っている。また決定手続きにおいては議事録を作

	る。また、決定手続きについては明確な記録を残す。		成し、金融機関への通知の際は書面による郵送や FAX、電子メール等を利用して明確な記録を残している。
B1	寄附行為で定めた収益事業について、財政基盤の安定化及び強化につながるようにする。	○	<p>不動産貸付業により、安定的な財源の確保に寄与している。学校法人の資産を利活用し確実な自己収入を得ることは、事業継続における不確実性を軽減し、財政の健全性を維持する上で重要な役割を担っている。</p> <p>◆参考：<a href="#">2024 年度事業報告書（Ⅲ. 財務の概要）</a></p>
B2	「寄付を受ける」から「寄付を募る」への転換を図り、寄付金募集事業を推進するための体制を整備する。	○	<p>本院ホームページ等への掲載を行い、広く学内外への周知に努めるとともに、学生・生徒の保護者等へ募金趣意書を発送している。</p> <p>また、用途区分に応じた募金種別を数多く用意することによって、寄付者の意思を募金にダイレクトに接続できるように工夫している。さらに、寄付者が金額、決済方法等について選択できるよう、寄付金の受入体制を整備している。</p> <p>◆参考：<a href="#">東北学院創立 150 周年 LIFE LIGHT LOVE 募金</a></p>
B3	理事長、学長等のトップ層が寄付募集活動の重要性を認識した上で、業務としての寄付募集の位置づけを明確にし、教職員の寄付募集に係る意識と理解の深化を図る。	○	<p>理事長を委員長とし、役員及び学長等設置学校長を含めた学校法人東北学院募金委員会を定期的に開催し、寄付金募集活動の重要性の認識を醸成している。また、教職員向けに趣意書を配布し、寄付募集に係る意識と理解の深化を図っている。</p>
B4	目的を明確化した上で、寄付者からの共感を得て寄付を募る。	◎	<p>東北学院大学課外活動支援募金、東北学院大学緊急給付奨学金募金、東北学院中学校・高等学校奨学金募金、東北学院中学校・高等学校教育環境整備募金、東北学院榴ヶ岡高等学校奨学金募金、東北学院榴ヶ岡高等学校教育環境整備募金、東北学院幼稚園教育事業支援募金、ALL 東北学院国際交流推進募金、東北学院大学アーバンキャンパス整備事業募金、デフォレスト館整備・保存事業募金等、寄付者のニーズに応えられるよう多様性のある寄付金を用意している。</p> <p>◆参考：<a href="#">東北学院創立 150 周年 LIFE LIGHT LOVE 募金</a></p>
B5	補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有（学内広報）、研究シーズや成果の情報公開（学外広報）を推進	◎	<p>大学研究支援部研究支援課において、科研費公募情報のメール配信やその他外部資金公募情報のホームページ掲載を行い、学内向けに随時情報発信をしている。</p> <p>産学連携推進センターは、事業のひとつに「地域企業への</p>

	するための体制を整備する。		シーズの提供とマッチング」を掲げ、ホームページ上に研究シーズ集及び共同研究事例等を掲載し、学外向けに情報発信を行っている。  ◆参考： <a href="#">外部資金等公募情報</a> ◆参考： <a href="#">東北学院大学研究シーズ集</a> ◆参考： <a href="#">東北学院大学産学連携推進センター共同研究事例</a>
B6	教育研究を目的としたクラウドファンディングの実施、卒業生が提供する商品・サービスを返礼品とした寄付金募集など、多様な寄付金の募集方法に取り組む。	×	これまで実施してきた募集方法以外の手法や当該手法の導入による効果等を多角的な視点から検討している段階である。今後、導入の可否を含め、これまでの分析結果を基に検討する。
<b>重点事項：4-2-3(経営基盤)</b>			
学校法人東北学院は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、本院内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。			
<b>実施項目：4-2-3(経営基盤)</b>			
A1	危機等の発生を未然に防止するためのシステム及び体制を整備し、当該システム及び体制が有効に機能するかを定期的に検証し、改善に努める。	○	学校法人東北学院危機管理規程に組織的危機管理体制を定め、学校法人東北学院危機管理基本マニュアルに全設置学校における平時及び危機発生時の危機管理体制を規定している。  また、「学校法人東北学院内部統制システム整備の基本方針」（2025年12月5日制定）における「リスク管理に関する体制」に基づき、2025年3月にリスクの予防的対応を主な目的とした「学校法人東北学院リスク管理規程」を制定した。本規程に基づき、学校法人東北学院リスク管理委員会にて、毎年度法人事務局及び全設置学校に対しリスク調査を行い、「重要な業務プロセス」の抽出及び想定されるリスクの識別・分析・評価を実施し、リスクマネジメントの有効性について確認する体制を整備した。  ◆参考： <a href="#">学校法人東北学院内部統制システム整備の基本方針</a>
A2	管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな情報公開と再発防止が図られる体制を整備する。	◎	管理運営上の問題が発生した場合の公表と再発防止策を検討する体制として、学校法人東北学院危機管理規程に基づき、理事長を長とする学校法人東北学院危機管理委員会を設置し、事態の対応に当たる体制を整備している。

A3	危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応できる体制を整備する。	<p>◎</p> <p>有事の際は学校法人東北学院危機管理規程及び学校法人東北学院危機管理基本マニュアル【第6版】（学校法人東北学院危機管理委員会，2025年4月改訂）に定める組織的危機管理体制により対応可能となっている。</p> <p>また、教職員ポータル上に「学校法人東北学院危機管理関連情報ポータルサイト」（本院内限定公開）を開設し、法人事務局及び各設置学校における関連規程及びマニュアル、報告様式、その他危機管理に係る情報等を一箇所に集約した。これにより、有事の際、即時に関連情報を参照し危機事象に対応できる環境が整った。</p>
A4	情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	<p>○</p> <p>各種システムについては、システムを所管する各委員会のもとで作業部会等を設置し、システム毎に管理者・利用者のアクセス権限を適切に設定・運用している。</p> <p>なお、学生、教職員を対象に総合情報基盤システムのID管理基盤システムで多要素認証機能を必須化し、統合認証アカウントによる各システムへのアクセス認証を厳格化した。</p>
A5	情報セキュリティ体制の適切性及び運用状況を検証する。	<p>○</p> <p>「学校法人東北学院情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針）」を制定公開（学内限定）し、本院が保有する情報の保護と活用及び適切な情報セキュリティ対策を図っている。また、「学校法人東北学院情報セキュリティ委員会」を設置し、毎年度、学校法人東北学院情報システム運用リスク管理規程の下、情報資産のリスク分析・評価作業を実施し、当該委員会にて実施状況を報告している。</p>
A6	ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	<p>◎</p> <p>ハラスメントを含む全ての行動規準を明らかにするため、「学校法人東北学院教育職員倫理規程」及び「学校法人東北学院事務職員等倫理規程」を定めている。</p> <p>また、「学校法人東北学院ハラスメントの防止、対策等に関する規程」を定めるほか、ハラスメント対策講演会の開催など、防止のための取り組みを行っている。</p> <p>さらに、抑止措置として、教職員については「学校法人東北学院懲戒規程」を、学生については「各設置学校学則」に懲戒条項を定めている。</p> <p>なお、ハラスメントの相談体制については、相談員を配置し、専用の電話回線及び電子メールアドレスを開設して対応している。</p> <p>◆参考：<a href="#">学校法人東北学院ハラスメントの防止、対策等に関する規程</a></p>

			◆参考： <a href="#">ハラスメントの相談体制（東北学院大学ハラスメント対策ガイドライン）</a>
B1	重要なリスクについては理事会で審議し、必要に応じて対策等の必要な事項を決定する。	○	学校法人東北学院リスク管理規程の別表において、「リスク一覧表」を設定し、本院におけるリスクの具体的な事項を特定している。また、重要なリスク事項についてはリスク管理委員会から内部統制委員会を経て、理事会が対策等を決定することとしている。
B2	危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修、訓練等を実施する。	○	<p>学校法人東北学院危機管理規程に則り、学校法人東北学院危機管理基本マニュアルを策定し、全設置学校を対象とした包括的な危機管理を行っている。また、当該マニュアルはグループウェア上で教職員に公開している。</p> <p>大学においては、ホームページに防災マニュアル等を掲載し、保護者・学生に公開している。</p> <p>危機発生時の広報業務については、マニュアルの整備に加え、外部専門家の助言を参考にしつつ対応に当たっている。</p> <p>教職員、学生等への研修等については、毎年度各設置学校において防災訓練を実施している。</p> <p>◆参考：<a href="#">災害・緊急時の対応（大学）</a></p>

学校法人東北学院ガバナンス・コード  
2025 年度遵守状況点検結果報告書

編集・発行 学校法人東北学院企画委員会  
(事務局：法人事務局庶務部企画課)

<https://www.tohoku-gakuin.jp/>

〒980-8511 仙台市青葉区土樋一丁目3番1号

2026年3月